

国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関する ガイドライン

総務省

○ このガイドラインは、政治資金規正法の趣旨に則り、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件について、その運用基準を可能な限り明確化するものである。

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）（抄）
（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6（略）

〔規定の趣旨〕

国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（以下「補助金等」という。）を受けた会社その他の法人が、補助金等を受けているということにより国と特別な関係に立っており、その特別な関係を維持又は強固にすることを目的としてされる不明朗な寄附を防止しようとするもの。

○「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」の意味について

「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」とは、名称を問わず、国が特定の事業等の促進、助成等を図るため、相当の反対給付を受けることなく、その事業主体等に交付する金銭をいう。

○寄附制限の対象となる期間について

補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることが制限される。

したがって、例えば、平成27年5月1日に交付の決定の通知を受けた会社その他の法人は、平成27年5月1日から平成28年5月1日までの間は、政治活動に関する寄附をすることができない。

○適用除外の考え方について

1 国から交付の決定を受けていない会社その他の法人について

- 法第22条の3第1項は、国から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人について政治活動に関する寄附を制限している。
- したがって、独立行政法人や基金設置法人が会社その他の法人に対して補助金等の交付の決定を行っている場合など、国ではない者から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人には、この規定は適用されない。
- なお、「交付の決定」とは、交付行政庁が補助金等の交付申請者に対して一定金額の補助金等を交付する旨の行政行為をいい、事業の採択の決定はこれに該当しない。

2 法第22条の3第1項における寄附制限の主体について

- この規定は、「会社その他の法人」のする政治活動に関する寄附を制限している。
- したがって、個人や法人格のない団体等、法人でない者には、この規定は適用されない。

3 法第22条の3の適用を受けない補助金等について

① 試験研究・調査に係るもの

- 試験研究・調査に係る補助金等については、直接に、特定の会社その他の法人の営利を助長したり、あるいはその経営を強化したりするという性格を有するものではなく、当該会社その他の法人に調査研究を行わせ、国策としての学術研究、科学技術の振興等に資するためのものであり、一般の補助金等とは性質を異にすると考えられるため適用除外とされているものである。
- 試験研究・調査に係る補助金等は、一般的には、交付要綱や実施要領等において次の(1)及び(2)の性格を持つと認められるものが該当する。
 - (1) 試験研究・調査の課題が特定され、当該試験研究・調査に係る事業によりもたらされる具体的な効果を期待して、当該試験研究・調査に係る事業に要する経費に対して補助するものであること
 - (2) 研究成果が企業化と結びつき、補助金等を交付された会社その他の法人が当該事業の成果を利用することにより収益を上げると予想されるものについては、収益納付措置が設けられていること（そもそも収益が見込まれない事業については不要）

- なお、「試験研究・調査に係るもの」に該当しないものであっても、「性質上利益を伴わないもの」に該当する場合が考えられる。

② 災害復旧に係るもの

- 災害復旧に係る補助金等については、災害が自然現象であって、不可抗力による場合が多いことや、一定規模以上の災害復旧は個人で処理しうる限界を超えるものであり、その復旧を怠ることはかえって、公益上の損失につながることを総合的に勘案して、一般の補助金等とは性質を異にすると考えられるため適用除外とされているものである。
- 災害予防のために施設・設備の強化を図る事業に対して行われる補助などは、「災害復旧に係るもの」に該当しないおそれがあるものと考えられる。
- なお、「災害復旧に係るもの」に該当しないものであっても、「性質上利益を伴わないもの」に該当する場合が考えられる。

③ その他性質上利益を伴わないもの

- 試験研究・調査又は災害復旧に係るもののほか、個別具体の補助金等の性質が、直接に、特定の会社の営利を助長し、あるいはその経営を強化するものでなければ、国と会社その他の法人との間の特別な関係を維持又は強固にすることを目的とした不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがないと考えられるため、「性質上利益を伴わないもの」が適用除外とされているものである。
- 一般的には、次のアからキまでに示すようなものは、「性質上利益を伴わないもの」に該当するものと考えられる。
 - ア 国民の生活向上、民生の安定等を図るために、はじめから欠損又は損失が予想されるような事務又は事業を国が会社その他の法人に運営させる場合等において、その欠損又は損失を補てんする限度において交付されるもの
例えば、以下のものが考えられる。
 - ・地域交通の支援を目的として、事業者が離島航路を運航することにより生じる欠損を補てんするもの
 - ・失業防止を目的として、事業者が休業手当を支払うことにより生じる欠損を補てんするもの
 - ・電波の利用に関する不均衡の緩和を目的として、事業者が過疎地等の条件不利地域において採算性の低い通信用施設の整備を実施することにより生じる欠損を補てんするもの
 - ・高年齢者、障害者、未経験者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために、これらの者を継続又は試用雇用する労働者として雇い入れる事業者に対し助成を行うもの
 - ・国民の生活向上等のために、補助金等が交付された法人の構成員にとどまらず、広く他者のための研修会や普及啓発を行う事業者に対し、実費の範囲内で助成を行うもの

イ 法律、政府の方針等に位置付けられた公共性の高い事務又は事業を行うために生じる追加的な負担を補てんする限度において交付されるもの

例えば、以下のものが考えられる。

- ・高齢者、障害者等の移動の利便性の向上を目的として、公共交通の事業者が、既存の施設について、エレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの
- ・地球温暖化対策を目的として、建築事業者が二酸化炭素の排出を抑制するために住宅・建築物等の整備を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの
- ・航空機等に対する不法妨害行為の防止等の安全対策を図るために、運送事業者が警備機器等の整備を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの
- ・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するために、事業者が建築物の耐震改修を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの
- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するために、事業者が職業訓練を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの

ウ 本来国又は地方公共団体が行うべき事務又は事業を会社その他の法人が行う場合において、その事務又は事業について交付されるもの

例えば、以下のものが考えられる。

- ・職業訓練の実施を国又は都道府県の代わりに行う事業者を補助するもの
- ・国の補助金等に係る個々の事業者への交付事務等を行う会社その他の法人に交付するもの

エ 低利融資を行う融資者に交付される利子補給金

低利融資を行う金融機関に交付する利子補給金などは、通常の利子のほか、当該金融機関は利益を受けないものと考えられる。

オ 外部的な要因により不可避免的に生じる損失を補償する性格を有するもの

例えば、以下のものが考えられる。

- ・国が行う公共工事に伴い事業者において不可避免的に生じる改修事業費相当額を当該事業者に対して交付するもの

カ 法令に規定された義務として国が特定の事業に要する経費を負担するもの

例えば、以下のものが考えられる。

- ・国家公務員共済組合負担金のような、国家公務員共済組合法に基づき、組合が行う短期給付などに要する費用の一部を負担することとされているもの

キ アからカまでのほか、収益性が見込まれない事業に対するものなど、直接に、特定の会社その他の法人の営利を助長したり、あるいはその経営を強化する性格を有しないことにより、性質上利益を伴わないもの

例えば、以下のものが考えられる。

- ・災害時に災害関係者が用いる資機材等の購入、保管、管理を行う事業者に対して、それに要する費用を補助するもの

○その他

1 寄附を受ける者に係る制限

何人も、上記の寄附制限の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない（法第22条の3第6項）。

2 違反した場合における罰則

次に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する（法第26条の2）。

- (1) 法第22条の3第1項の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者
- (2) 同条第6項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

※ (1)及び(2)のほか、団体に対する両罰規定あり（法第28条の3）